

## 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 区分記載請求書等保存方式	令和5年10月～ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	変更なし
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存(3項目の追加)

### インボイス制度への実務対応

ここが変わります

#### (1) 登録するかどうか検討する

適格請求書発行事業者の登録は、事業者の任意とされていますが、登録を受けないと買手である相手先の事業者は仕入税額控除を行うことができません。したがってほとんどの課税事業者は登録申請をすると見込まれます。

組合も、事業において消費税の課税取引があれば組合員や取引先の納税額に影響を及ぼす可能性があるため、登録を検討する必要があるようです。また、組合での収入が組合員からの賦課金など消費税の課税対象外のみである場合であっても、多くの組合員がインボイスを必要とするときは登録を慎重に検討することが考えられます。

一方で、一般消費者や免税事業者のみを相手とする取引形態の場合は、あえて登録をしなくても取引先への影響はないと考えられます。

つまり、自身の取引形態によって登録するかどうかを検討する必要があります。

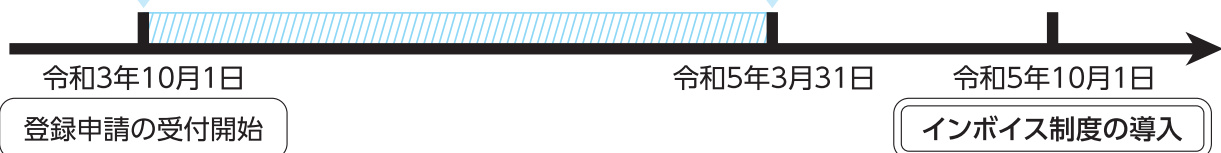
#### (2) 登録申請の手続き

制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署長に提出することが必要です。

#### 【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から  
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、  
令和5年3月31日**までに登録申請を行う必要があります。



#### (3) 免税事業者の対応について

免税事業者がインボイスを発行するためには、登録をして課税事業者になる必要があります。売上が1千万円以下でも消費税の申告と納税が必要になります。登録した場合の税負担や税額の計算方法(原則課税や簡易課税の選択)、また登録しない場合の取引先への影響等を検討する必要があります。

	免税事業者のまま (インボイス制度非対応)	登録をして適格請求書発行事業者に変更 (インボイス制度対応)
取引形態	取引相手は一般消費者や免税事業者	取引相手は登録課税事業者
メリット	今まで通り消費税の申告納税が必要ない	取引先の仕入税額控除の対象になるので、安定的に取引が可能
デメリット	取引先の仕入税額控除の対象にならないため取引からの除外や値下げ要求を受ける可能性あり	売上が1千万円以下でも、登録の取消の届出を提出しない限り、消費税の申告納税義務が発生

参考・出典:国税庁ホームページ インボイス制度の概要

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)  
インボイス制度についての詳細は、上記の国税庁ホームページをご確認ください。